

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

【修了考査の再受験について】

建設業労働災害防止協会 青森県支部

修了考査の再受験について

建築物石綿含有建材調査者規定（厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）に基づき、建設業労働災害防止協会 青森県支部で「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」を受講し、修了考査に不合格となった場合、修了考査を再受験することができます。

不合格の方へは「受講証明書」と「修了考査再受験申込書」を送付いたします。修了考査の再受験には以下、有効期限があります。

（有効期限については「受講証明書」をご確認ください。再受験後不合格であっても有効期限の延長はできません。）

・講義修了日の属する年度の翌々年度末まで

修了考査の再受験は、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末まで、申し込みいただけます（回数に制限はありません）。

令和6年度内に講義を修了した方は、令和9年3月31日までに建災防青森県支部が実施する修了考査を何度でも受験することができます。

例1 4月～12月末日までの間に講座を受講して不合格となった場合

→ 令和6年7月19日に講義を修了した場合は、令和9年3月31日までの期間で開催される修了考査を再受験することができます。

例2 1月～3月末日までの間に講座を受講して不合格となった場合

→ 令和7年3月19日に講義を修了した場合は、令和9年3月31日までの期間で開催される修了考査を再受験することができます。

受験対象者

建設業労働災害防止協会 青森支部が開催した「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」を受講された方で、修了考査に不合格となり、当支部発行の「受講証明書」をお持ちの方に限ります。

（受講証明書の紛失や氏名変更された場合は、再発行手続きが必要となり、再発行手数料は2,200円（税込10%）です。）

※ 他団体及び他都道府県支部で「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」を受講した方は当支部では受験できません。

再受験料等

7,700円（税込10%） 次ページの表をご参照ください。

再度、講義を最初から受講する事も可能ですが、受講料をお支払いください。

（その際は、再受験料7,700円は不要となります。）

キャンセル及び無断で欠席された場合、受験料はお返ししません。

前納制になります。当支部窓口か、現金書留・振込にて納付ください。

支 払 先	
窓 口	建設業労働災害防止協会 青森県支部
現金書留	支払の際は、お釣りの無いようお願いいたします。
振 込	青森銀行 新町支店 普通 3071963 建設業労働災害防止協会 青森県支部 令和7年1月から青森みちのく銀行となりますが、 令和7年4月4日までは、旧銀行名でもお振込いただけます。 インボイス領収書が必要な方は、申込書を送付する際にメモを入れて ください。当日、会場受付にてお渡しいたします。

申込完了後、「受講票」をFAXまたは郵送いたします。

領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

試験実施日

次回の予定は以下のとおりです。

希望する試験実施日の申込締切日（必着）までに「修了考査再受験申込書」をご提出ください。

試験実施日	試験時間	受付場所及び実施会場	申込締切日 (必着)
令和7年 3月19日(水)	15時30分～ 17時00分	青森県建設会館 6階「大会議室」 (青森市安方二丁目9-13)	3月10日

受付時間：15時00分～15時10分

時間内に受付手続きができない場合は、受験をお断りします。

会場の入場時間は係員が案内します。

試験科目：当初の講義受講の範囲内

「建築物石綿含有建材調査者講習」受講者と一緒の受験となります。

当日お持ちいただく物

- ・「受講票」(原本)
- ・「受講証明書」(原本)
- ・「身分証明書」(原本)(運転免許証、パスポート等)
- ・筆記用具(鉛筆かシャープペンシル、消しゴム)

※ 上記を必ず持参し、受付係員へ提示ください。原本の提示がない場合は、受験できません。

申込書提出・問合わせ先

建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1F

TEL 017-773-6200 FAX 017-773-6201